

## 【原則 5－1．株主との建設的な対話に関する方針】

### コーポレートガバナンスに関する基本方針の別紙「株主等との建設的な対話に関する方針」

当社は、「コーポレートガバナンスに関する基本方針」6 株主等との対話において、中長期的な企業価値の向上に資するよう、株主等との建設的対話に努めること、およびそうした対話を促進するための体制整備に努めることを定めている。その方針に基づき、以下を基本的な考え方として、株主等との対話に努める。

- (1) 当社は、株主等との建設的な対話を重視し、取締役または監査役に加えて、経営管理、経営企画、経理・財務、法務・コンプライアンス、IR を所管する管理職が様々な機会を通じて対話を持つように努める。
- (2) 株主等の対話については、IR 担当取締役が統括する。
- (3) 当社は、当社経営方針等にかかる理解と賛意を株主等から得る努力を行うとともに、株主等の意見を傾聴し、その意見を当社経営理念と整合させつつ経営方針等に反映するなどして、株主等との対話を当社グループの中長期的な企業価値向上に活かす。
- (4) 株主等との対話に際しては、情報開示の公平性に十分留意するとともに、社内規則「インサイダー取引防止に関する規程」に則り、内部情報を適切に管理する。

以上